

令和8年度 JET 地域国際化塾運営業務に係る企画提案募集実施要領

この要領は、愛媛県が令和8年度 JET 地域国際化塾委託業務に係る業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 事業目的

本業務は、JET プログラム参加者を対象として実施する「JET 地域国際化塾」について、円滑かつ効果的な事業運営を行うため、参加者の宿泊手配、会場運営、行程管理、当日運営その他事業全体の運営業務等を委託するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 JET 地域国際化塾運営業務

(2) 実施期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

(3) 業務の内容

別紙「業務仕様書」のとおり

(4) 委託料の上限額

3,406,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画提案の応募資格

本企画提案に参加しようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛媛県内に本社、支社、営業所等の活動の拠点を有すること。
- (2) 愛媛県知事の審査を受け、令和8・9・10年度における製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている、又は契約締結までに登録が予定されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (8) 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者又は構成員が（1）、（2）の資格要件を満たすとともに、代表者、構成員ともに（3）～（7）の資格要件を満たすこと。

4 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

なお、下記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

内 容	日 付	対応様式	提出方法
企画提案募集開始	7月21日（火）	—	—
参加表明書提出期限	7月28日（火）	様式1, 2	メール
質問書提出期限		様式4	メール
企画提案書提出期限	8月21日（金）	様式5, 6, 7	郵送又は持参
審査（予定）	8月28日（金）	—	

※各日において、受付時間は執務時間中（月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで）とする。

5 応募書類

（1）参加表明書の提出

提出期限 令和8年7月28日（火）午後5時まで

① 参加表明書（様式1） 正本1部

② 誓約書（様式2） 正本1部

- ・様式を用いて電子メールにより提出すること（付属する会社等の概要は様式任意）。
- ・電子メールの件名は、「参加表明（令和8年度 JET 地域国際化塾運営業務）」とすること。

※参加表明書提出後に参加を取り下げの場合は、令和8年8月21日（金）午後5時までに参加辞退届（様式3）を電子メールにより提出すること。

（2）質問書について

提出期限 令和8年7月28日（火）午後5時まで

① 質問書（様式4）

- ・電子メールの件名は、「質問（令和8年度 JET 地域国際化塾運営業務）」とすること。
- ・電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。
- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

（3）企画提案書の提出

提出期限 令和8年8月21日（金）午後5時まで

① 企画提案書表紙（様式5） 正本1部（押印）

② 企画書（様式任意） 5部（うち正本1部）

- ・企画書は15枚以内を目安とし、A4判両面印刷により提出すること。
- ・本業務の具体的な実施内容について、業務仕様書に基づき、下表の提案依頼事項等を盛り込んだ企画提案書を提出すること。なお、提案のイメージが理解しやすいように、イラスト、絵、写真等を使用しても構わない。
- ・企画提案に際しては、委託金額に影響を与えない範囲の内容で行うこと。

項 目	提 案 依 頼 事 項
企画概要	・企画提案する業務の概要及び実施方針を記載すること。
実施体制	・類似業務の実績等を記載すること。 ・緊急時の連絡体制、再委託の有無、配置予定人員及び役割分担など、具体的な実施体制を記載すること。
実施方法	・事業全体の進行管理及び県、企画運営事業者その他関係者との連携方法を記載すること。 ・参加者対応（参加者情報管理、宿泊手配、食事制限・アレルギー対応等）の実施方法を記載すること。 ・会場運営、交流会運営、視察時の行程管理・参加者管理、安全管理及び緊急時対応の実施方法を記載すること。
追加提案	・委託金額の範囲内において、本業務の目的に資する効果的な取組みがあれば、自由に記載すること。
進行管理	・業務全体の実施スケジュール及び進捗管理方法を記載すること。

③ 費用見積書（様式6） 正本1部

- ・見積りに係る積算内訳書を別途添付すること（様式任意）。

④ 事業の統括責任者・従事予定者一覧表（様式7） 正本1部

- ・本事業にあたって十分な経験を有する者を統括責任者としてすること。
- ・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。
- ・提出後の総括責任者等の変更は、愛媛県がやむ得ない事情があると認める場合を除きできないものとする。

⑤ 業務実績表（様式8） 5部（うち正本1部）

- ・委託業務と類似の事業の受注実績（10件以内）について、業務名、委託者名、契約金額、実施年度、業務の概要を記載すること。

（4）提出方法

- ・持参、郵送（締切日必着）または電子メールにより提出すること。
- ・なお、（2）の質問書及び（3）②の企画書の電子データ（PDF形式）は、電子メールでの提出のみとする。

（5）提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県企画振興部地域未来創生局多文化共生推進課 共生推進グループ

メール：tabunkakyousei@pref.ehime.lg.jp

TEL：089-907-5228

※代表者印の押印が必要な書類について、押印省略で提出する場合は、「10 問い合わせ先」までお問い合わせください。提出先のメールアドレスをお知らせします。

（6）公正な企画提案審査の確保

- ・企画提案募集参加者（以下「参加者」という。）は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思および提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示

してはならない。

- ・参加者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、または企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 留意事項

- ・応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は応募者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- ・書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

6 委託先の選定

(1) 選定方法等

- ・審査会を設置し、提出された企画提案書等により内容審査・評価を行った後、最低基準を満たし、かつ最も優れた提案内容を行った者を契約候補者として選定する。
- ・選定方法は書面による開催とする（対面でのプレゼンテーションは実施しない）。

(2) 審査基準

- ・次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

評価項目	評価の着眼点
業務内容の理解度	・事業目的及び仕様書の内容を十分に理解し、その内容を的確に反映した提案となっているか。
提案内容の優良性	・外国人参加者の特性や本事業の特性を踏まえ、具体性、実現可能性及び実効性のある提案となっているか。 ・県及び県が別途契約する企画運営事業者その他関係者との連携、安全管理及び緊急時対応を含め、円滑な事業実施に資する提案となっているか。
提案内容の独創性	・業務目的の達成に向け、提案者独自の効果的な取組みが盛り込まれているか。
業務遂行の安定性	・業務遂行に必要な実施体制、責任体制及びスケジュール管理体制が適切に整備されているか。 ・本業務を遂行するために必要な知識、知見及び類似事業の実績を有し、それらを十分に活用できる体制となっているか。 ・参加者対応、関係者調整その他本業務を安定的かつ確実に遂行できる能力を有しているか。
経 費	・業務目的、内容に即した適切な経費が計上されているか。 ・経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。

(3) 審査結果

- ・審査対象となった提案の応募者に対し、審査結果を書面で通知する。
- ・審査内容については公表しない。審査結果についての異議申立ても認めない。

(4) 提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても企画提案等の審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該提案者と本委託業務の契約の手続きを行うものとする。

7 欠格事項

提案者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ・同一の提案者が2つ以上の提案書を提出した場合
- ・発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ・その他不正な行為があった場合

8 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

9 著作権等の取扱

別紙「業務仕様書」のとおり

10 問い合わせ先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県企画振興部地域未来創生局多文化共生推進課 共生推進グループ

メール：tabunkakyousei@pref.ehime.lg.jp

TEL：089-907-5228